



# 公正証書遺言と自筆証書遺言 どっちがいいの？

---

大家さん大学講座

# 当団体のご紹介



NPO法人  
都民シルバーサポートセンター

**設 立**：2021年4月1日

**設立経緯**：14年前に設立した一般社団法人日本シルバーサポート協会が前身。相続・認知症・終の棲家・介護など、年間300件近い高齢者の相談対応を通じ、更に多くの専門家が参加する事で、たくさんのお悩み解決に繋がればと思い、NPO法人の設立に至る。

**主な活動**：相談対応(専門家・関連企業をコーディネート)・講演

**活動原資**：関連企業・専門家からの会員費と寄付

**相談元**：ご本人様、介護・医療従事者、地域包括支援センターなど

**特 徴**：一つの窓口でワンストップ対応によりお悩み解決速度が早い  
福祉経験者多数在籍し経験豊富なため安心して相談ができる

<https://tsugusapo.com/>

公正証書遺言と自筆証書遺言の  
違いを理解し  
ご自身に合った遺言作成の  
参考にしていただく



# 自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言の全文・氏名・日付を自書し、押印する	本人と証人2名で公証役場へ行き、本人が遺言内容を口述し、それを公証人が記述する ※公証人の出張対応による作成も可能
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>• 費用がかからない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 法的に有効な遺言を確実に残す事ができる</li><li>• 相続で揉める背景がある場合に効果的</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>• 遺言書が無効になるリスク</li><li>• 紛失や盗難のリスク</li><li>※2020.7月より法務局にて保管可能</li><li>• 検認手続きに時間がかかる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 費用がかかる</li></ul>

# 遺言公正証書作成の流れと費用

通常1～2カ月

ヒアリング  
《ご本人》



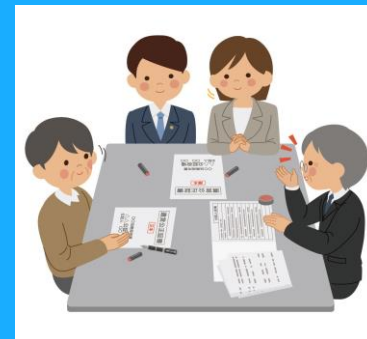
戸籍収集  
原案作成  
《弁護士・司法書士  
・行政書士》



公証人への  
原案確認  
《行政書士・弁護士》



公正証書作成  
《公証人・証人・ご本人》



基本料金:14万円～

※戸籍取得費含む

参考料金:8万円～

※相続財産によって変動

<https://tsugusapo.com/>

# 自筆証書遺言作成のポイント

## 遺言書

遺言者 朝日太郎は本遺言書により以下の通り遺言する。

第1条 妻朝日花子(昭和〇〇年〇月〇日生)に次の財産を取得させる。

(1) 土地

所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目

地目 宅地 地番 〇番〇 地積 〇〇㎡

(2) 建物

所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇

家屋番号 〇番〇 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 〇〇㎡

2階 〇〇㎡

第2条 長男朝日一郎に以下の遺言者名義の預貯金を取得させる。

・ 〇〇銀行 〇〇支店 定期預金 口座番号 〇〇〇〇

・ 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 〇〇〇〇

第3条 次男朝日次郎には以下の財産を取得させる。

・ A株式会社の株式 数量〇〇株

・ B株式会社の株式 数量〇〇株

第4条 上記に記載のない財産についてはすべて妻朝日花子に取得させる。

第5条 本遺言書の遺言執行者として長男朝日一郎を指定する。

2020年〇月〇日

住所 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

遺言者 朝日太郎 (印)

①全文を自筆で書く

②署名・押印する

③作成した日付を入れる

④誰に・何を・どの位相続させるか明示する

⑤遺産(不動産・預金口座など)を具体的に明記する

⑥遺言執行者を指定する

⑦訂正部分は二重線で消し、印鑑を押す

⑧遺留分(最低限遺産をもらえる権利)に抵触していないか確認する

<https://tsugusapo.com/>

# 遺言が効果的な主なケース

ケース1 こどもがいないご夫婦

ケース2 法定相続人以外の人や団体に遺贈を希望する場合

ケース3 法定相続人がいない方が自身の財産を社会貢献などの目的で団体などに遺贈を希望する場合  
→遺言が無い場合は国庫に帰属

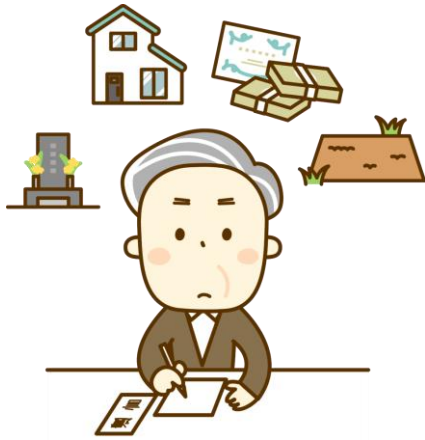
ケース4 相続関係が複雑または相続財産が沢山ある方

# 第三者による死後対応について

## 死後事務委任契約 + 遺言の公正証書作成

### 遺言公正証書に記載する主な内容

⇒ **遺贈の内容** ・ お墓の指定 ・ 遺したい想い ・ ペットのこと ・ 供養方法 ・ お墓じまいなど



遺言執行者



相続人以外の銀行や保険会社の死後手続きの際は、公正証書が求められます。

<https://tsugusapo.com/>



# まとめ

- 1 早めに遺言を遺したい方は、自筆証書遺言を検討しましょう
- 2 自筆証書遺言を遺す際は、法務局の保管制度を活用しましょう
- 3 遺言は公正証書・自筆証書共に最後に遺したものが効果を発揮
- 4 遺す思いが固まった際はできる限り公正証書遺言を遺しましょう
- 5 相続で揉める背景がある場合は公正証書遺言を検討しましょう
- 6 死後事務委任契約を締結する場合は遺言と併せて公正証書を作成しましょう

今と、その先の  
ありがとうへ

# 継ぐサポ



ホームページは  
こちら



当団体活動ブログ  
随時更新！

最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

<https://tsugusapo.com/>